

相楽東部広域連合立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び  
学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

平成 21 年 3 月 13 日  
条 例 第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号。第 3 条において「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、相楽東部広域連合立小学校及び中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で「実施機関」とは、相楽東部広域連合教育委員会をいう。

(通知)

第 3 条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第 4 条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例で定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第 5 条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検索を受けさせることができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。